

児童のすこやかな成長のために

## 児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭および父子家庭などの児童のすこやかな成長に役立てるために支給されます。

受給される方は、自らその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければなりません。

### 受給資格者

次の条件に当てはまる児童を養育している父親または母親、あるいは父や母に代わってその児童を養育している方です。

国籍は問いませんが、外国籍の方は外国人登録をし、一定の在留資格がある方に限ります。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が不明の児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の母の児童
- ⑧ 生まれたときの事情が不明である児童

これらの条件に該当しても、国内に住所がなかったり、公的年金などを受給している、または受給できる場合、事実婚がある場合などは支給されません。

※事実婚とは、児童扶養手当法上の独特の概念で、社会通念上、当事者間に夫婦として共同生活と認められる事実関係（ひんばんな定期的訪問・定期的な生活費の補助など。同居の有無は問わない。）が存在することをいいます。法律上の婚姻がない場合でもこれに該当するときは、受給資格が認められません。

また、現在児童扶養手当を受給している方でも、事実婚の状況となった場合は受給資格を喪失し、状況により支払った手当を返還してもらうこととなります。

### 申請

次の書類を添えて認定請求の手続きをしてください。

- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は、在留資格の明記された登録済証明書、受給資格に係る事実を明らかにできる書類（要邦訳を添付）
- (2) 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- (3) そのほか必要書類

※状況により必要書類が異なりま

すので、事前に子育て支援課窓口にご相談ください。

### 所得による支給制限

受給者本人または扶養義務者などの前年（1月から7月までは前々年）の所得により、全額支給の方、一部支給の方、全額支給停止の方に分けます。所得には母および児童が受け取る養育費の8割が算入されます。

### 手当の一部支給停止措置

手当の支給開始月から起算して5年または手当の支給要件に該当した月から起算して7年を経過した方は、手当の一部を支給停止することとされています。ただし、受給資格者が雇用されている場合、求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合、疾病等により就業が困難な場合等には「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」及び関係書類を提出することで、一部支給停止措置は適用されません。

### ◆今月は現況届の提出月

現在、児童扶養手当の認定をされている方は、必ず現況届を提出してください。現況届の提出がないと8月分からの手当を受給できなくなります。また、提出しないで2年を経過すると手当を受ける資格がなくなりますのでご注意ください。

提出期間 8月1日(月)～31日(水)

※手当支給開始から5年（または支給要件に該当してから7年）を経過している方は「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」と関係書類も併せて提出してください。（該当者には、7月上旬に届出用紙を送付しました。）

◆ひとり親家庭等医療費等助成事業  
18歳の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭の母、父およびその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成しています。（※所得制限があります。）受給資格を確認するため、ひとり親家庭等医療費等助成資格申請書を児童扶養手当現況届と同期日に提出してください。

### 資格申請書提出時に必要な書類

- ア 保険証(母、父及びその児童)
- イ 戸籍謄本
- ウ 世帯全員の住民票謄本
- エ 受給資格を証する書類
- オ 養育費に関する申告書
- ※児童扶養手当証書をお持ちの方は、窓口へ提出してください。（イ、オの書類は、省略できます。）
- ※印鑑(自動印不可)を必ず持参して下さい。
- 提出先

子育て支援課児童家庭係  
(松尾IT保健福祉センター内)

☎ 0479(80)8366